

基準 9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

仮設建築物（使用期間が 6 箇月以内のもので、かつ、専従監視員が常駐しているものに限る。）で、定期的に巡回するなど容易に火災を覚知できる措置を講じ、かつ、消防用設備の種別に応じ、次の表に定める代替措置を講じたときは、令第 32 条又は条例第 34 条の 15 の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。

| 消防用設備の種別 | 代替措置 |
|----------------------|--|
| 屋内消火栓設備 | 当該仮設建築物に適応する大型消火器を規則第 7 条第 1 項の規定の例により設置 |
| 自動火災報知設備及び 非常警報設備 | 音響装置が付置された携帯用拡声器を 1 個以上設置 |